

登別市サテライトオフィスモニターツアー業務委託に係る質問及び回答

No	質問内容	回答内容
1	参加資格に「(6) 旅行業法に基づく登録区分において、第1種または第2種旅行業登録者であること」とありますが、視察ツアーは法的には旅行業登録業者ではなくとも可能で、他の自治体でも実績もありますが、本件参加は不可でしょうか？	仕様書5(1)、(2)にある「募集型企画旅行」の業務を遂行できるのが、第1種又は第2種旅行業登録者の資格を有する必要があるため、当該資格を有していることが本企画提案の参加条件となります。